

再就職に関する規制等の概要

退職後に再就職する皆様へのお願い

再就職先の企業等に対し、元県職員には、地方公務員法、条例等により次のような規制や義務が課せられていることを周知願います。

- 再就職者が現職職員に対して依頼等（働きかけ）を行うことは禁止されること。
- 管理又は監督の地位にあった職員が再就職した場合、県（任命権者）への届出が義務付けられていること。
- 管理又は監督の地位にあった職員の再就職状況が、県により公表されること。

はじめに

- 職員の再就職については、その透明性及び公平性を確保するため、これまで県出資法人等への役員等の就任状況の公表や岩手県職員退職予定者人材バンクの設置等により、適正な管理に取り組んできたところです。
- 地方公務員法の一部改正により、再就職者による働きかけの禁止など、地方公務員の退職管理に関する新たな規定が設けられたことに伴い、本県においても、公務の公正性や再就職の公平性及び透明性をより一層確保するため、「職員等の退職管理に関する条例」の制定等により、再就職の届出制度の導入、再就職状況の公表対象の拡大等を行うこととしました。
- 職員をはじめ、既退職者の皆様は、地方公務員法の退職管理の規定や条例の趣旨を踏まえ、職員の適正な退職管理及び再就職に関する県民からの信頼確保に御協力いただきますようお願いいたします。

目 次

1	再就職に関する規制等のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	再就職者による依頼等（働きかけ）の規制・・・・・・・・・・	2
3	働きかけ規制の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4	再就職者から働きかけを受けた場合・・・・・・・・・・・・・・	4
5	在職中の求職活動の規制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
6	営利企業への再就職の自粛等・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
7	岩手県職員退職予定者人材バンク制度・・・・・・・・・・・・・	7
8	再就職の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
9	再就職状況の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	【参考】各種様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11

1 再就職に関する規制等のポイント

1 規制等のポイント

○ 再就職者による依頼等（働きかけ）の禁止

（地方公務員法第38条の2第1項、第4項、第5項及び第8項、職員等の退職管理に関する条例第2条）

- 営利企業等に再就職した元職員が、現職職員に対して職務上の行為をする（しない）よう要求又は依頼することは禁止されます。

○ 再就職の届出義務

（職員等の退職管理に関する条例第3条）

- 管理又は監督の地位にあった職員が再就職した場合には、任命権者に届け出なければなりません。

○ 再就職状況の公表

（各任命権者が定める再就職に関する取扱要綱）

- 管理又は監督する地位にあった職員の再就職の状況を毎年度公表します。

2 対象となる職員

○ すべての県職員が対象となります。

- 再任用職員、任期付職員及び任期付研究員も対象となります。
また、県が設立した特定地方独立行政法人（地方独立行政法人岩手県工業技術センター）の役員及び職員も、対象職員に含まれます。
- 臨時的任用職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員は、除外されます。
- 県費負担教職員に関する退職管理は、市町村教育委員会が行うこととされており、再就職の届出等は、市町村が定める条例が適用されます。

2 再就職者による依頼等（働きかけ）の規制

（地方公務員法第38条の2関係及び職員等の退職管理に関する条例第2条関係）

- 営利企業等（※1）に再就職した元職員は、現職の職員に対して、再就職先に関する契約等事務（※2）について、離職後2年間、離職前5年間の職務に属するものに関して、職務上の行為をする（しない）ように、要求又は依頼（※3）することが禁止されます。
- 在職中に就いていたポストにより、規制される内容が異なります。
（※詳細は「3. 働きかけ規制の範囲」を参照してください。）
- 働きかけを受けた現職職員は、人事委員会に届け出なければなりません。



再就職者への罰則	現職職員への罰則
○ 規制に違反して働きかけを行った場合、10万円以下の過料の対象となります。 ○ 不正な行為を行うよう働きかけを行った場合、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。	○ 届出義務に違反して届出を行わなかった場合、懲戒処分の対象となります。 ○ 不正な行為を行うよう働きかけを受け、これに応じ不正な行為を行った場合、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

用語解説

- ※1 営利企業等：すべての営利企業及び非営利法人（国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人及び特定地方独立行政法人を除く。）をいいます。
- ※2 契約等事務：岩手県と、再就職者が在籍している営利企業等又はその子法人との間で締結される売買、貸借、請負、その他の契約や、再就職先に対する処分（許認可等）に関する事務をいいます。
- ※3 要求又は依頼：契約等事務に関して、作為又は不作為を求める行為だけでなく、公開されていない事項に関する質問（情報提供の要求）も規制の対象となります。

3 働きかけ規制の範囲

① すべての再就職者（地公法第38条の2第1項）

離職前5年間に在職していた執行機関の組織の職員に対して、契約等事務について、離職後2年間、離職前5年間の職務に関する働きかけが禁止されます。

② 部局長等（監査・人委・労委の事務局長、県警の部長等含む。以下同じ。）の職に就いていた再就職者

（地公法第38条の2第4項）

①のほか、離職前5年よりも前に、部局長等の職に就いていた元職員は、離職後2年間、当該職の職務に関する働きかけが禁止されます。

③ 副部長級（監査・人委・労委の事務局長、県警の部長等除く。以下同じ。）又は総括課長級（主幹等相当職除く。以下同じ。）の職に就いていた再就職者

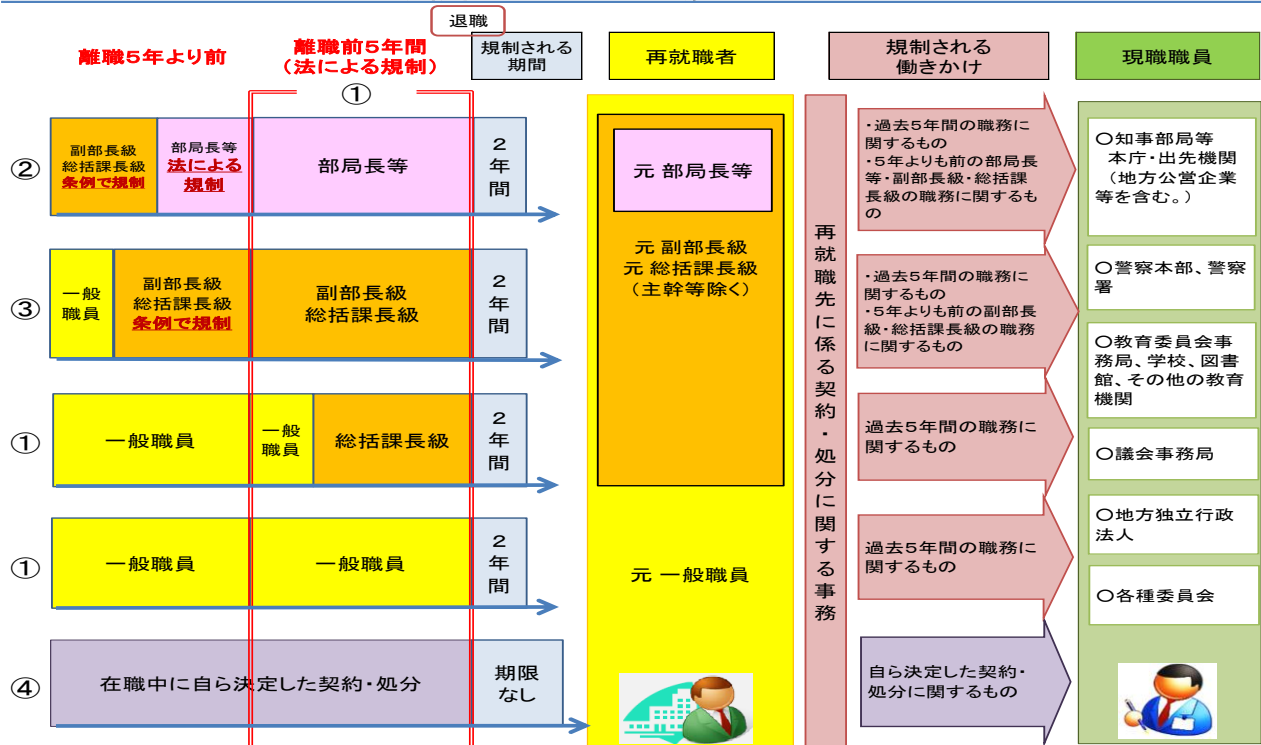
（地公法第38条の2第8項及び職員等の退職管理に関する条例第2条）

①及び②のほか、離職前5年よりも前に、副部長級又は総括課長級の職に就いていた元職員は、離職後2年間、当該職の職務に関する働きかけが禁止されます。

④ 在職中に自ら決定した契約・処分への働きかけ（地公法第38条の2第5項）

①～③のほか、再就職者は、在職中に自ら決定した契約・処分について、期限の定めなく、職務に関する働きかけが禁止されます。

再就職者による働きかけ規制のイメージ図



○次の場合は、働きかけ規制に該当しません。

- (1) 試験、検査、検定など行政庁からの委託等を受けてその事務を行う法人に再就職した職員が、当該事務を行うために必要な場合
- (2) 法令の規定や契約に基づく権利を行使したり、義務を履行する場合
- (3) 法令に基づく申請及び届出を行う場合
- (4) 一般競争入札等における契約を締結するために必要な場合
- (5) 法令又は慣行によって公開（が予定）されている情報の提供を求める場合
- (6) 電気、ガス、水道等に関する契約等で裁量の余地が少ない職務に関するものについて、任命権者の承認を受けて行う場合（※任命権者の承認を受けるための様式は、【参考】各種様式1（別紙第1）を参照してください。また、様式は、人事委員会又は総務部人事課のホームページからダウンロードできます。）

4 再就職者から働きかけを受けた場合

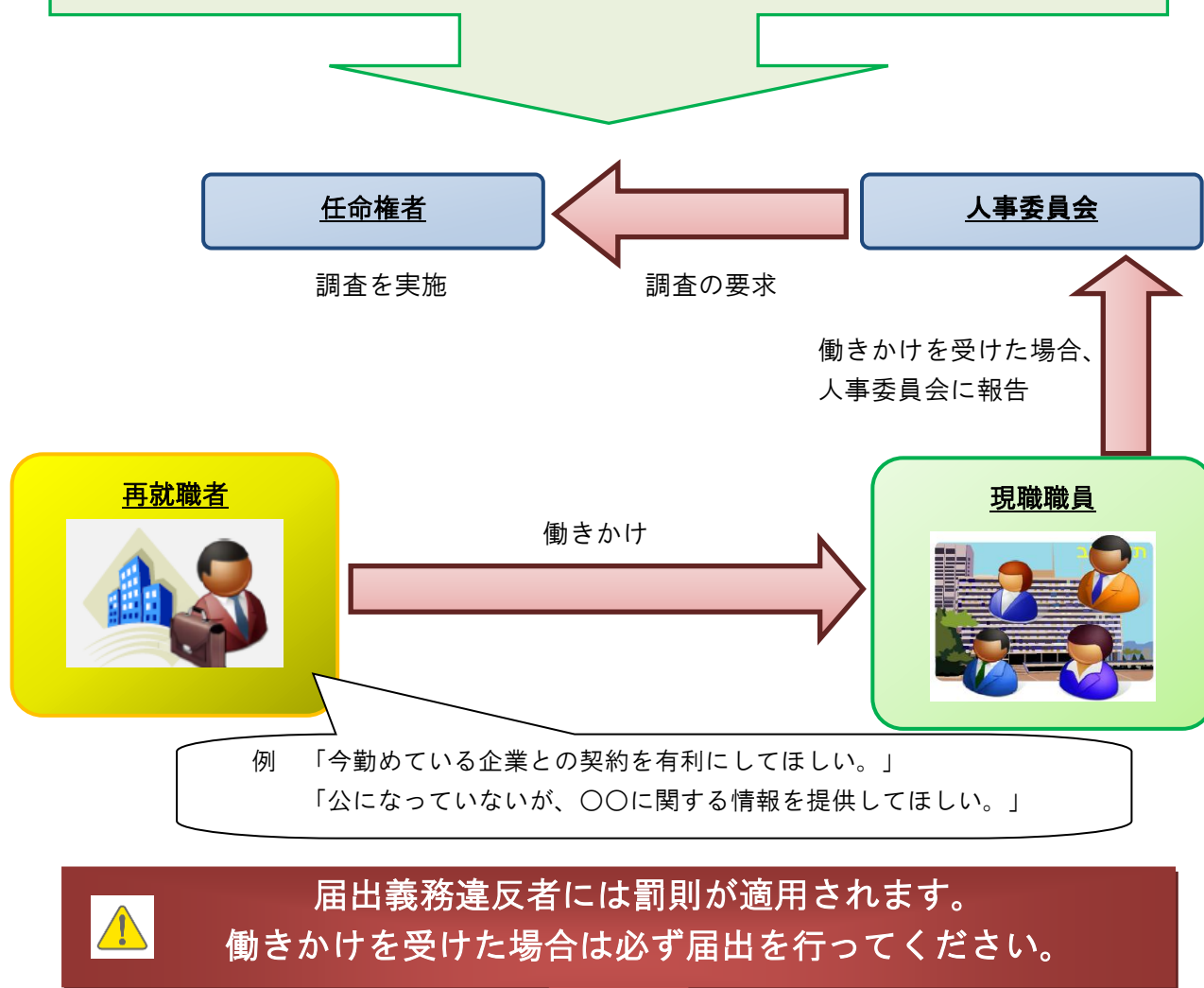
(地方公務員法第38条の2第7項関係)

- 再就職者から働きかけを受けた現職職員は、人事委員会に届け出る義務があります。

(※ 届出の様式は、【参考】各種様式2（別紙第2）を参照してください。

なお、届出様式は、人事委員会又は総務部人事課ホームページからダウンロードできます。)

働きかけ規制違反の疑いがある場合には、任命権者が調査を実施します。



現職職員への罰則

- 届出義務に違反して届出を行わなかった場合、懲戒処分の対象となります。
- 不正な行為を行うよう働きかけを受け、これに応じ不正な行為を行った場合、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

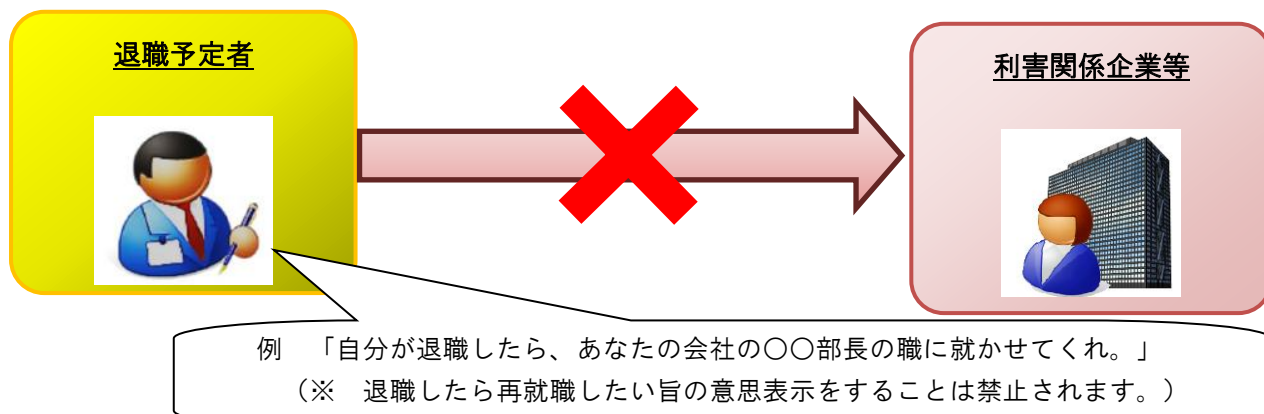
5 在職中の求職活動の規制

(知事部局の場合：職員の再就職に関する取扱要綱第4条関係)

※ この規制は、任命権者ごとに定めることとしていることから、詳しくは、各任命権者が定める再就職に関する要綱を確認していただくか、各人事担当室課にお問い合わせください。

- 退職を予定している職員が、利害関係企業等(※1)に対し、職務上の地位を利用することにより、退職後に当該利害関係企業等又はその子法人(※2)の地位に自らが就くことを要求することは禁止されます。

※ 予算や権限などを背景にした押し付け的な再就職を規制することを目的として、この規制を設けることにしました。



規制違反者には罰則が適用されます。

職員への罰則

- 規制に違反して、退職後に利害関係企業等の地位に自らが就くことを要求した場合、懲戒処分の対象となります。
- 不正な行為をすること等の見返りとして、退職後に利害関係企業等の地位に自らが就くことを要求した場合、3年以下の懲役に処せられます。

用語解説

※1 利害関係企業等：職員の職務に利害関係を有するものとして「職員の職務に係る倫理の保持に関する規則（平成13年岩手県規則第117号）」第3条第1項で定める利害関係者の属する営利企業等のことをいいます。

- (1) 許認可等を受けて事業を行っている事業者等、又は許認可等の申請を（しようと）している事業者等
- (2) 補助金等の交付を受けて事業を行っている事業者等、又は補助金等の交付の申請を（しようと）している事業者等
- (3) 立入検査又は監査を受ける事業者等
- (4) 不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名あて人となるべき事業者等
- (5) 行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等
- (6) 契約を締結している事業者等、又は契約の申込みを（しようと）している事業者等

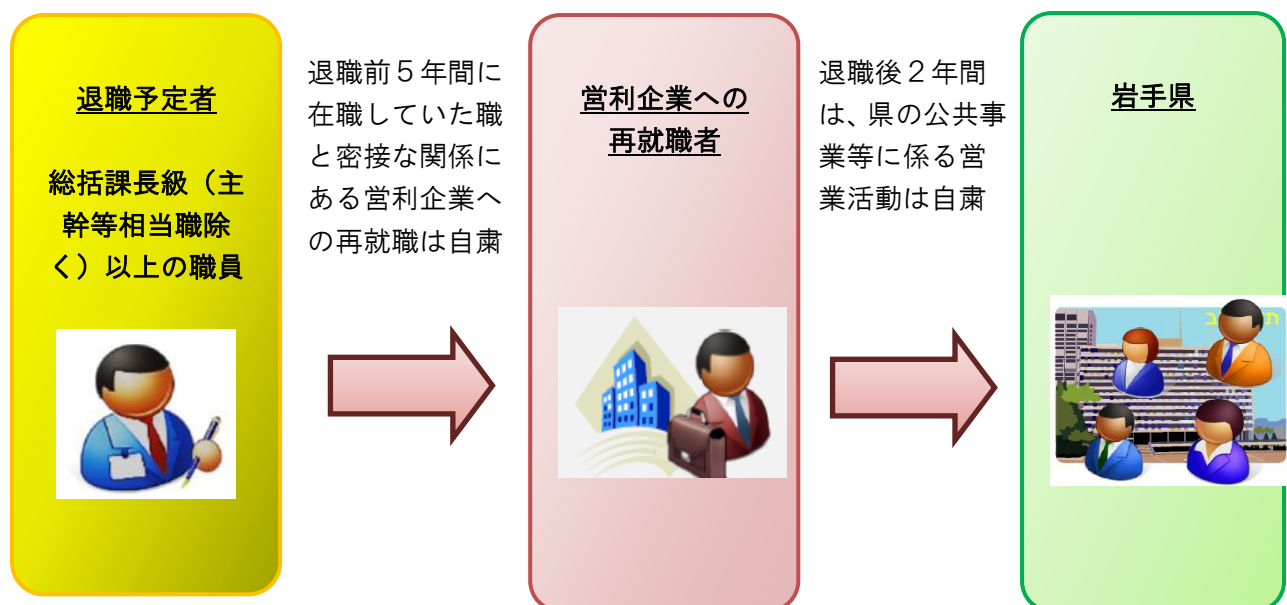
※2 子法人：営利企業等が株主等の議決権の過半数を保有する法人をいいます。

6 営利企業への再就職の自粛等

(知事部局の場合：職員の再就職に関する取扱要綱第5条関係)

※ この規制は、任命権者ごとに定めることとしていることから、詳しくは、各任命権者が定める再就職に関する要綱を確認していただくか、各人事担当室課にお問い合わせください。

- 退職時に総括課長級（主幹等相当職を除き、公益的法人等に派遣されていた者を含みます。）以上の職にある職員が、退職前5年間に在職していた職と密接な関係にある営利企業（※）への再就職は、原則として退職後2年間、自粛を求めています。
- 営利企業からの求めに応じ再就職した場合には、県の公共事業等に係る営業活動に2年間従事しないよう要請しています。



用語解説

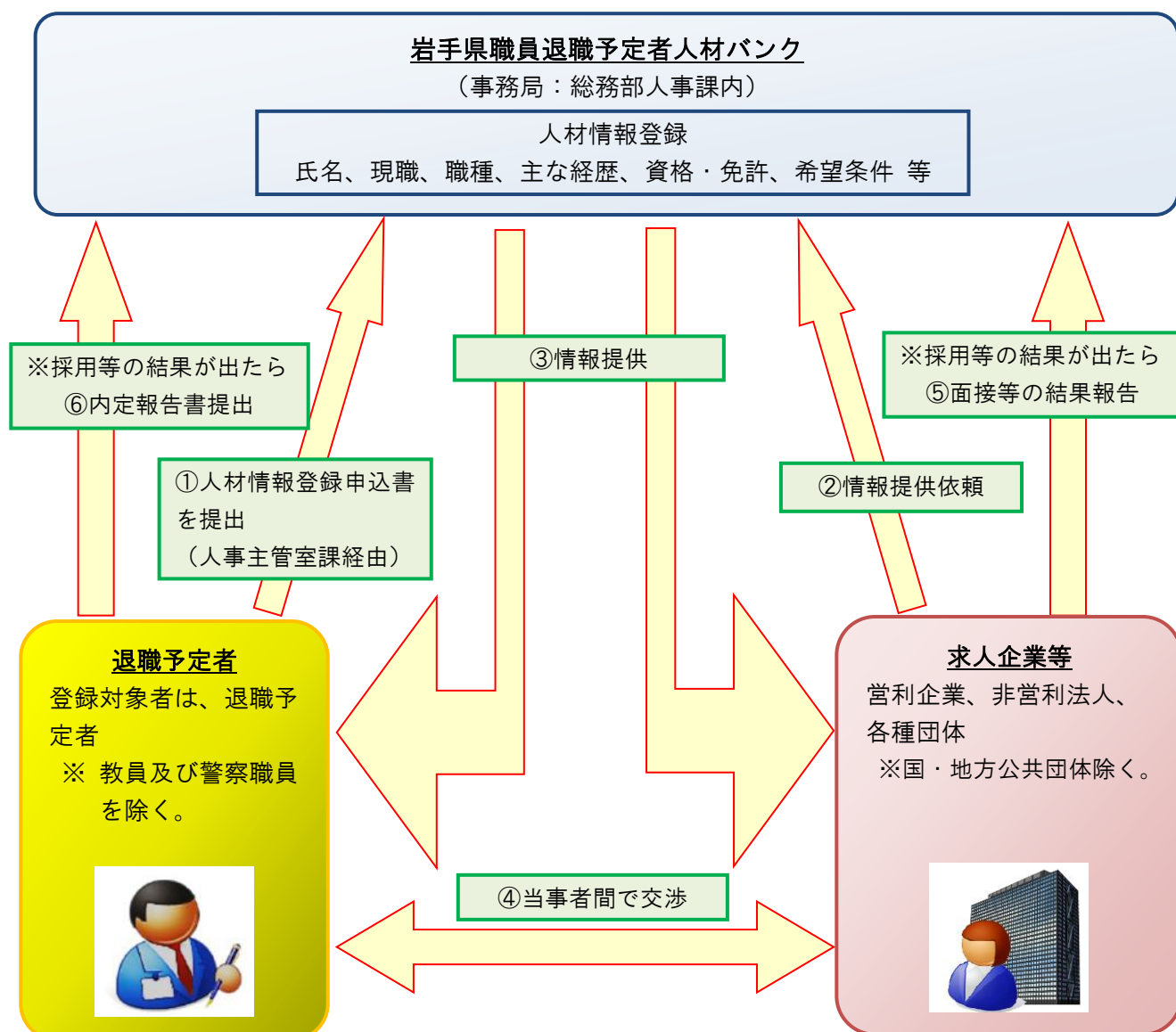
※ 営利企業：商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業をいいます。

7 岩手県職員退職予定者人材バンク制度

※ 人材バンクにできる方は、退職予定者のうち、再就職の意向があり、人材バンクへの登録を希望する方です。ただし、教員及び警察職員は対象外です。

- 岩手県職員退職予定者人材バンク制度は、県退職予定者の再就職について、再就職を希望する者に対する支援を行うことを目的に、平成16年2月に設置したものです。
- 県における情報提供窓口（総務部人事課）を一本化して、県職員の専門知識や経験を活用したいと考えている企業等に対し、人材情報を提供して、県退職予定者の再就職を支援しています。
- 退職予定者の人材情報登録の申込みは、毎年11月中旬から受付を開始します。登録者は、毎年度更新します。
また、企業等からの情報提供依頼は、毎年1月下旬から受付を開始します。

岩手県職員退職予定者人材バンクの概要



8 再就職の届出

(職員等の退職管理に関する条例第3条関係)

- 管理又は監督の地位にあった職員が再就職をした場合には、離職後2年間、任命権者に届け出なければなりません。

※ 離職後2年間のうちに、別の団体に再就職(転職)した場合や、同じ団体において社員から役員に就任するなど雇用形態が変わった場合も届出の対象となります。

- 管理又は監督の地位にあった職員とは、総括課長級(主幹等相当職を除く。)以上の職に就いていた職員をいいます。届出対象となる職の詳細は次のとおりです。

- (1) 給料の特別調整額に関する規則(昭和35年人事委員会規則第16号)別表第1に掲げる職。
ただし、次に掲げる職は除外されます。
 - ① 行政職給料表の5級に分類される職
 - ② 公安職給料表の6級に分類される職 及び 特定地方警務官(※)が就いている職
(※) 特定地方警務官：警視正以上の階級にある都道府県警察の警察官(＝地方警務官)のうち、その属する都道府県警察において巡査の階級から順次警視の階級まで昇任し、引き続き地方警務官となった者及びこれに準ずるものとして国家公安委員会規則で定める者をいう。
 - ③ 県立学校の副校長及び教頭の職
 - ④ 研究職給料表の3級に分類される職
 - ⑤ 医療職給料表(1)の2級又は3級に分類される担当課長の職
- (2) 医療局企業職員給与規程(昭和35年岩手県医療局管理規程第9号。以下「医療局給与規程」という。)別表第2の医療職給料表(1)の理事及び参与(4級のものに限る。)
並びに、
医療局企業職員の給料の特別調整額支給規程(昭和42年岩手県医療局管理規程第1号)別表第1に掲げる職(ただし、医療局給与規程別表第2の行政職給料表、医療職給料表(2)及び医療職給料表(3)の5級のものを除く。)
- (3) 企業局企業職員給与規程(昭和43年岩手県企業局管理規程第12号)第4条の表に定める区分が2種から5種までの職
- (4) 地方独立行政法人岩手県工業技術センターの理事長、副理事長及び理事

※ 公益的法人等に派遣されていた職員で、総括課長級以上(主幹等相当職を除く。)の職に就いていた方も届出対象となります。

1 届出が必要となる場合

- ① 営利企業の地位(※)に就いた場合(無報酬の場合を含む。)
 - ② 非営利法人その他の団体の地位に就いた場合(報酬を得る場合に限る。)
- ※ 「地位」とは、常勤・非常勤の別、役員・社員の別を問わず、法人その他の団体のすべての地位を意味します。
- また、複数の法人や団体の地位を兼ねている場合は、すべてを届け出る必要があります。

2 次に該当する場合は、再就職の届出は必要ありません。

- ① 任命権者の要請に応じて、地方公務員又は国家公務員（以下「地方公務員等」という。）となるため退職し、引き続き地方公務員等となった場合（いわゆる現役出向の場合）
- ② 県の特別職の職員となった場合
- ③ 再任用職員として採用された場合
- ④ 日雇いの場合（任期を1日とし、これが日々更新されることにより雇用される場合）
- ⑤ 非営利法人その他の団体に再就職した場合で、報酬が160万円以下の場合

3 提出時期及び提出方法

再就職してから、概ね1か月以内に、届出様式に必要事項を記入して、離職時の任命権者に提出してください。

（※ 管理監督職員であった者が再就職した場合の届出は、【参考】各種様式3（別紙第3）を参照してください。また届出様式は、人事委員会又は総務部人事課のホームページからダウンロードできます。）

**再就職の届出は、県の退職管理の基礎となるものです。
必ず、忘れずに提出してください。**

【提出先】

離職時の所属	提出先
知事部局等（本庁・出先機関） ※ 労働委員会事務局、収用委員会事務局、 海区漁業調整委員会事務局を含む。	〒020-8570 盛岡市内丸10-1 総務部人事課 人事担当
医療局、県立病院	〒020-0023 盛岡市内丸11-1 医療局職員課 人事・研修・福利厚生担当
企業局	〒020-0023 盛岡市内丸11-1 企業局経営総務室 管理担当
議会事務局	〒020-8570 盛岡市内丸10-1 岩手県議会事務局総務課 総務経理担当
教育委員会事務局、県立学校、その他の 教育機関	〒020-8570 盛岡市内丸10-1 岩手県教育委員会事務局教職員課 組織人事担当
人事委員会事務局	〒020-0021 盛岡市中央通1-7-25 朝日生命盛岡中央通ビル6階 岩手県人事委員会事務局職員課 総務・任用担当
監査委員事務局	〒020-8570 盛岡市内丸10-1 岩手県監査委員事務局監査第一課 総務担当
警察本部、警察署	〒020-8540 盛岡市内丸8-10 岩手県警察本部警務部警務課 人事係

9 再就職状況の公表

(知事部局の場合：職員の再就職に関する取扱要綱第7条関係)

※ 再就職状況の公表対象は、任命権者ごとに定めることとしていることから、詳しくは、各任命権者が定める再就職に関する要綱を確認していただくか、各人事担当室課にお問い合わせください。

○ 管理又は監督の地位にあった職員の退職後の再就職状況について、毎年度公表します。

1 公表対象となる職員の範囲

条例第3条に規定する再就職の届出があった者

(総括課長級(主幹等相当職を除き、公益法人等に派遣されていた者を含む。)以上の職に就いていた職員)

2 公表対象となる企業等

すべての営利企業、非営利法人、各種団体 等

3 公表内容

氏名、離職時又は管理若しくは監督の地位にあった時の職、離職日、再就職日、再就職先の名称、再就職先における地位(役職名)

4 公表時期等

毎年度、7月末日までに再就職の届出があったものについて、9月末日までに、県のホームページ等で公表します。

※ 8月以降に再就職の届出があったものについては、翌年度に公表します。

【参考】各種様式

※ 各種様式は、人事委員会又は総務部人事課のホームページからダウンロードすることができます。

1 再就職者による依頼等の承認申請書

別紙第1

再就職者による依頼等の承認申請書

年 月 日

任 命 権 者 様

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の2第6項第6号の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

この申請書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 申請者

(ふりがな) () 氏 名 (印)		生年月日 (年齢) 年 月 日生 (歳)	
勤務先営利企業等の名称		役 職	
連 絡 先 TEL (— —)		FAX (— —)	
勤務先営利企業等の業務内容			

2 離職時及び離職前の状況

離 職 日	平成 年 月 日	離職時の職	
離職前5年間(※)の在職状況等	所属・職等	在職期間	職務内容
		自 年 月 日 至 年 月 日	
		自 年 月 日 至 年 月 日	
		自 年 月 日 至 年 月 日	
		自 年 月 日 至 年 月 日	
		自 年 月 日 至 年 月 日	
		自 年 月 日 至 年 月 日	

※ 申請者が地方公務員法第38条の2第4項又は第8項に規定する職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間まで遡って記載すること。

3 要求又は依頼する事項と勤務先営利企業等との契約等の関係

在職していた執行機関の組織等※において自らが締結を決定した勤務先営利企業等又はその子法人との契約に関する要求又は依頼	☐ 該当する ☐ 該当しない
在職していた執行機関の組織等※において自らが決定した勤務先営利企業等又はその子法人に対する処分（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第2号）に関する要求又は依頼	☐ 該当する ☐ 該当しない

※ 知事部局（医療局、企業局含む）、議会事務局、公安委員会、教育委員会ほか各種委員会等をいう。

4 要求又は依頼の対象となる役職員

氏 名 (ふりがな) ()	
執行機関の 組織等	所属・職等
職務内容	

5 要求又は依頼の対象となる契約等事務の内容

☐ 電気、ガス若しくは水道水の供給又は日本放送協会による放送の役務の給付を受ける契約に関する職務に関するもの	
☐ その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するもの	
	職務の内容及び職務に係る役職員の裁量の程度
☐ 上記の2項目のいずれにも該当しない	

6 要求又は依頼の具体的な内容

--

7 その他参考事項

--

任命権者1 ※確認欄

上記2に記載されている内容について、事実と相違がないことを証明する。	
年 月 日	印

※ 申請者が離職時に在職していた任命権者とする。

任命権者2 ※記入欄

受理番号	
処理結果区分	
☐ 承認 ☐ 不承認 ☐ 却下 (承認を必要としない)	
承認又は不承認の理由	
承認番号	処理年月日
処理機関コード	年 月 日

※ 要求又は依頼の対象となる役職員が在職している任命権者とする。

2 再就職者から働きかけを受けた場合の届出

別紙第2

再就職者から依頼等を受けた場合の届出

年 月 日

人事委員会委員長 様

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の2第7項の規定に基づき、下記のとおり届出をします。
この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 届出者

(ふりがな) () 氏 名 ⑩	生年月日 (年齢) 年 月 日生 (歳)
執行機関の 組織等※	所属・職

※ 知事部局（医療局、企業局含む）、議会事務局、公安委員会、教育委員会ほか各種委員会等の名称を記載すること。

2 要求又は依頼をした再就職者の氏名等

(ふりがな) () 氏 名	要求又は依頼が行われた日時 年 月 日 時
勤務先営利企業等の名称	役 職
離職時の執行機関の組織等※	

※ 知事部局（医療局、企業局含む）、議会事務局、公安委員会、教育委員会ほか各種委員会等の名称を記載すること。

3 要求又は依頼の内容

--

人事委員会記入欄

受理番号

3 管理監督職員であった者が再就職した場合の届出

別紙第3

管理監督職員であった者が再就職した場合の届出

年 月 日

任 命 権 者 様

住 所

氏 名

電話番号

職員等の退職管理に関する条例（平成28年条例第16号）第3条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 (ふりがな) 氏 名	
2 生 年 月 日	年 月 日
3 離 職 時 の 職	
4 離 職 日	年 月 日
5 再 就 職 日	年 月 日
6 再 就 職 先 の 名 称	
7 再 就 職 先 の 業 務 内 容	
8 再 就 職 先 に お け る 地 位	